

アカガシラカラスバト保護増殖事業実施計画

第1. 本計画の位置付け

本計画は、平成18年8月に策定された「アカガシラカラスバト保護増殖事業計画」(以下、「保護増計画」)に記された各事項について詳細を補完するものである。なお、本計画に記述されていない事項については保護増計画による。

第2. 計画期間

令和5年11月から令和11年3月まで(計画期間終了時に本亜種を取り巻く状況を踏まえて、本計画を点検し、次期事業の継続を含め事業内容を検討する。)

第3. 事業の内容

※以下、項目はアカガシラカラスバト保護増殖事業計画の項目と連動する。

1. 生息状況等の把握

(1) 生息状況の調査及びモニタリング

本亜種は島間を移動する特性等から生息状況の観察個体数推定が比較的難しく、現状では個体数推定の精度は高くない。また、減少前の個体数を推定できるデータが無いために「自然状態で安定的に存続できる」個体数を推定しにくいという事情がある。

計画期間においては、現状よりも費用及び人的コストを増加させない範囲を基本として個体数動態評価のための調査等を継続し、過去との相対的な個体群動態を把握する。調査やデータ解析の手法については、費用及び人的コストを増加させない範囲を基本として工夫する。なお、個体数の急減が生じたと考えられた場合には、アカガシラカラスバト保護増殖事業検討会に意見を伺い、対応策を検討する。

現状のデータからは精度の高い個体数推定ができない問題については、精度向上の手法について、研究者等に協力依頼することも含めて手法の検討及び開発を行う。協力依頼する場合には、環境省を中心とした行政機関は、個体数推定を専門とする研究者を探索するとともに、データ提供や業務発注等により研究をサポートする。

上記検討により既存のデータでは有効な精度向上が見込めないとなった場合は、調査手法を見直しする。

精度の著しい向上が難しい場合やそもそも個体数推定が不可能な場合、「自然状態で安定的に存続できる個体数」が明確にならない場合には、既存データから得られる相対値等から「自然状態で安定的に存続できる個体数」となる具体的な状態を検討する。

遺伝情報の解析については、当面は現状の規模で実施する。

2. 生息地における生息環境の維持及び改善

(1) 外来種等による影響の軽減及び在来の森林相の再生

本項目に関する事業については、各行政機関によって保護増殖事業とは異なる枠組みで進められており、詳細については本計画には記述しない。

3. 飼育下における繁殖及び個体の再導入

保護増殖事業計画を作成した当時は、「本亜種の野生の個体数が極めて限られている」状況であったが、現在は当時と比較すると個体数が増加していると推測できる。生息域外保全個体群については、当面は個体の野生復帰は実施しないが、野生の個体群の状態が著しく悪化した場合に備え、野生復帰が可能な資質（人の手が加えられなくても繁殖や育雛が可能である等）を維持する個体群を形成する。

域外保全個体群を活用した普及啓発や研究開発について引き続き継続する。また、他の動物園が受入れ可能な場合には、普及啓発や研究開発の目的で個体の譲り渡しを進める。

野生復帰が困難と判断された傷病収容個体については、引き続き生息域外保全個体群の維持や普及啓発、研究開発の目的で活用する。

4. その他

本亜種の保護増殖事業計画の目標にある「自然状態で安定的に存続できる」状態について、本亜種は島間を移動する特性等から生息状況の観察が比較的難しく、個体数が減少する前の個体数を推定できる情報が無いため、具体的にどのような状態を目指すべきなのか、不明な状況である。

今後調査方法の改善やデータ蓄積を鑑みつつ、保護増殖事業の具体的な目標を明確にしていく必要がある。

令和5年11月1日